

## ○珠洲市入札監視委員会運営要領

平成 23 年 9 月 22 日

告示第 73 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、珠洲市入札監視委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）  
第 12 条の規定に基づき、珠洲市入札監視委員会（以下、「委員会」という。）  
の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札及び契約の手続等の報告)

第 2 条 要綱第 2 条第 1 号による報告は、珠洲市が発注した予定価格が 130 万  
円を超える建設工事及び予定価格が 50 万円を超える建設工事に関する調査、  
測量及び設計等の業務とし、原則として、会議開催の前々月以前 6 箇月にお  
ける入札及び契約の手続運用状況について行うものとする。この場合、入札  
方式別発注工事総括表（様式第 1 号）及び入札方式発注工事一覧表（様式第 2  
号）をそれぞれ提出するものとする。

(審議対象工事の抽出)

第 3 条 要綱第 2 条第 2 号の規定による抽出は、前条の規定により入札方式発  
注工事一覧表の中から、次の定めるところにより無作為に行うものとする。

- (1) 抽出の時期 委員会開催の 2 週間前までに行うこと。
- (2) 抽出件数 入札方式の区分ごとに、概ね、一般競争入札から 1 件、指名競  
争入札から 3 件、随意契約から 1 件を目安とすること。ただし、対象期間内  
に発注がない区分については、この限りではない。

2 要綱第 6 条第 1 項の規定による委任に係る委員の指名は、委員長を除く委員  
の中から、50 音順の輪番により行うものとする。

3 要綱第 6 条第 2 項の規定による抽出結果の報告は、抽出工事一覧表（様式第  
3 号）により報告するものとし、委員会における担当課の抽出工事の説明に先  
立ち行うものとする。

(抽出事案の審議)

第 4 条 担当課は、抽出された工事に関し、抽出工事説明書（様式第 4 号）に  
より一般競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名  
の理由及び経緯等の説明を行う。

2 委員会は説明のあったこれらの理由及び経緯等について審議を行うものとする。

(再苦情の審議方法)

第5条 要綱第2条第3号の審議は、再苦情の申立てを行った者及び契約担当者等から書面の提出その他委員会が必要と認める方法により行うものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。